

郵送による各種証明書の交付申請の手引き

担当部課名 館山市健康福祉部市民課
電 話 0470(29)5404

1 郵送申請できる主な証明書は次のとおりです。

- (1) 住民票、住民票記載事項証明書、所得証明書、課税（非課税）証明書、納税証明書、固定資産評価証明書、公課証明書、資産証明書、完納証明書
- (2) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
除籍全部事項証明書（除籍謄本）、除籍個人事項証明書（除籍抄本）、戸籍の附票、身分証明書

上記以外の場合は、お問い合わせください。

2 申請の方法

申請書に必要事項を記入のうえ、アからエの書類を添え郵送してください。

(1) 申請者が個人の場合

ア 申請者の氏名と住民登録地が確認できる、本人確認書類の写し

例) マイナンバーカード（顔写真有）、運転免許証、国民健康保険証、在留カード、住民基本台帳カード（顔写真有）、住民票等のうち、いずれかの写し

- ※ マイナンバー通知カードは不可
- ※ 社会保険証、学生証、パスポートは、住民票、記載証明、住民票コード通知、1（2）の申請時は不可

イ 手数料分の定額小為替（郵便局でお求めください）

- ※ 手数料が不明な場合は、申請書及び本人確認書類の写しを先に郵送してください。担当より、手数料について折り返しお電話いたします。
- ※ 手数料については、現金書留あるいは普通為替でお送りいただくほうがお得になる場合があります。郵便局でご相談ください。
- ※ 定額小為替は発行日から5ヶ月以内のものをご用意ください。切り離したり、文字を記載したりせずそのままお送りください。

ウ 代理人等による申請の場合は委任状等

- ※ 「4. 代理人等による申請」を参照してください。

エ 返信用封筒（住民登録地、氏名を記入し、切手を貼った封筒）

- ※ 返送先は原則、申請者の住民登録地に限ります。
- ※ 代理人による、住民票コード、マイナンバーの記載された住民票の場合代理人の住民登録地には返送できません。
- ※ 返信用封筒には本人の住民登録地を記入してください。

- (2) 申請者が法人の場合
お問い合わせください。

3 申請書の書き方

- (1) 「1 (1)」の証明書を申請する場合

- ※ 申請書は「郵送による住民票・諸証明交付等申請書」をご利用ください
- ※ 「申請者欄」に申請者の住所、氏名、電話番号（昼間の連絡先）、必要な人との関係を記入して押印してください。申請者が法人の場合は、法人の所在地、法人名、代表者名を記入し、代表者印を押してください。
- ※ 「必要な人」欄に、必要な人の住所を記入し、必要なものにチェックして通数、必要な人の名前を記入してください。
- ※ 必要な人との関係が「代理人」「その他」である場合、又は、「住民票コード」「マイナンバー」の記載された住民票を申請する場合には、「使用目的」「提出先等」を詳しく記入してください。

- (2) 「1 (2)」の証明書を請求する場合

- ※ 請求書は「郵送による戸籍証明書等の請求書」をご利用ください。
- ※ 「請求理由」欄に、戸籍証明書を利用する理由を詳しく記入してください。なお、戸籍に記載されている人、またはその配偶者、直系の親族が請求する場合は、記入は不要です。

- ・権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳しく書いてください。
- ・国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を書いてください。
また、その機関に提出を必要とする理由も書いてください。
- ・その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を書いてください。

4 代理人等による申請

申請者が代理人または相続人である場合には、次の書類を添付してください。

- (1) 申請者が代理人である場合

委任状（原本）、戸籍謄本、登記事項証明書等で代理権を証明する書類

- (2) 申請者が相続人である場合

被相続人の死亡の事実が記載された戸籍、相続人であることがわかる戸籍

- ※ 本籍地が館山市であり、相続人であることが館山市で確認できる場合は、添付不要です。

5 手数料

住民票	1通 300円
住民票記載事項証明書、所得証明書、課税（非課税）証明書、資産証明書、完納証明書、戸籍の附票、身分証明書	1通 350円
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	1通 450円
除籍全部事項証明書（除籍謄本）、除籍個人事項証明書（除籍抄本）、改製原戸籍謄（抄）本	1通 750円
納税証明書	1税目 350円 軽自動車税車検用は無料
固定資産評価証明書 固定資産公課証明書	<p>名義人ごとに集約し、 土地6筆まで350円、 超過1筆ごとに50円加算。 家屋2棟まで350円、 超過1棟ごとに50円加算。</p> <p>例) 単独名義 土地：8筆 家屋：5棟 共有名義 土地：6筆 家屋：1棟 の場合</p> <p>単独名義分 土地：350円（6筆）+2筆×50円=450円 家屋：350円（2棟）+3棟×50円=500円</p> <p>共有名義分 土地：350円（6筆） 家屋：350円（1棟）</p> <p>手数料合計 1,650円</p>

6 送付先

〒294-8601
千葉県館山市北条1145-1
館山市役所 市民課
TEL 0470-29-5404